

## 漁ろうに従事する船舶以外の船舶【外航船】

### ○令和8年2月14日時点で雇用中の船員

雇入契約の種類	職位	証書の発給状況 実技機関等における実技講習	座学の要否			雇入届出において確認する修了証等 (欄内いずれかの「・」)
			生存訓練 消火訓練	応急訓練 (個社特有の事項を含む)	安全社会訓練 (個社特有の事項、暴力・ハラスメント防止措置を含む)	
特定雇入契約 (沿海区域以遠(限定沿海を除く)、20トン以上の船舶に乗り組む右記に掲げる者)	防火部署又は退船部署に指名されている船員	すでに(旧)第二号書式(能力維持証明書)・(旧)第一号書式が発給されている船員	不要	不要	○ ※2	・訓練機関による受講証明書※5 又は (旧)第二号書式(能力維持証明書) + 第二号書式 ・第三号書式
		すでに(旧)第二号書式(能力維持証明書)・(旧)第一号の二書式が発給されている船員	不要	不要	不要	・訓練機関による受講証明書※5 又は (旧)第二号書式(能力維持証明書) + (旧)第一号の二書式 ・第三号書式
		締約国証書	不要	不要	○ ※2	・締約国証書 + 第二号書式 又は (旧)第一号の二書式 ・締約国証書(R8.1.1以降発行又は、書面に「MSC.560(108)」の記載があるもの)
		未受講	—	実技講習を遅滞なく受講	○ ※1	・第四号書式及び第五号書式(実技講習修了証明書)※5 又は 締約国証書 + 第二号書式

### ○令和8年2月14日以降に新たに雇用される船員

雇入契約の種類	職位	証書の発給状況 実技機関等における実技講習	座学の要否			雇入届出において確認する修了証等 (欄内いずれかの「・」)
			生存訓練 消火訓練	応急訓練 (個社特有の事項を含む)	安全社会訓練 (個社特有の事項、暴力・ハラスメント防止措置を含む)	
特定雇入契約 (沿海区域以遠(限定沿海を除く)、20トン以上の船舶に乗り組む右記に掲げる者)	防火部署又は退船部署に指名されている船員	すでに(旧)第二号書式(能力維持証明書)が発給されている船員	不要	○ ※3	○ ※3	・訓練機関による受講証明書※5 又は (旧)第二号書式(能力維持証明書) + 第二号書式 ・第三号書式
		締約国証書	不要	不要	○ ※2	・締約国証書 + 第二号書式
		未受講	—	実技講習を遅滞なく受講	○ ※3	・第四号書式及び第五号書式(実技講習修了証明書)※5 又は 締約国証書 + 第二号書式 ・第三号書式

※1 海技免状受有者等は安全社会訓練の暴力・ハラスメント防止措置のみ実施(通達附則5.)

※2 安全社会訓練のうち暴力・ハラスメント防止措置のみ実施(通達3(2)②、附則5.)

※3 海技免状受有者等は、応急訓練及び安全社会訓練のうち個社特有の事項のみ補足実施(通達3(2)①)  
但し、安全社会訓練の暴力・ハラスメント防止措置について未対応の場合には合わせて実施

※4 (旧)第二号書式(能力維持証明書)はいずれもR8.2.13までに発給されたものに限る。(通達附則3.)

※5 海技免許講習(救命・消火)の修了証明書、消火講習に關しては、危険物等取扱責任者(甲種)取得のための消防講習の修了証明書を含む。